

ホクゼン・アメニティ・サービス

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所運営規定

（事業の目的）

第1条 株式会社 北全 が開設するホクゼン・アメニティ・サービス（以下、「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与事業及び指定介護予防福祉用具貸与事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、居宅事業にあつては要介護状態にある、また予防事業にあつては要支援状態（以下「要介護状態等」という）にある高齢者に対し、福祉用具の貸与を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。
 - 3 事業所の福祉用具専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 ホクゼン・アメニティ・サービス
- ② 所在地 横浜市中区本牧ふ頭1番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

② 福祉用具専門相談員 13名(常勤兼務)

(a) 専門的知識に基づき相談に応じる。

(b) 福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供する。

(c) 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

(d) 福祉用具の調整を行う。

(e) 使用方法の指導、修理等を行う。

(f) 福祉用具貸与計画又は介護予防福祉用具貸与計画(以下「福祉用具貸与計画等」という)を作成する。

③ 事務・総務

必要な事務処理及び相談・苦情の窓口業務を行う。

④ 配送・設置・点検

福祉用具貸与の配送・設置・点検を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。

ただし、年末年始 12月29日から1月3日、祝日を除く。

② 営業時間: 09:00 ~ 18:00 (月~金)

09:00 ~ 12:00 (土)

(福祉用具の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他費用の額)

第6条 福祉用具の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他費用の額は下記のとおりとする。

1. 福祉用具の提供方法

① 専門的知識に基づき相談に応じるとともに、福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供する。

② 福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

③ 福祉用具の調整を行うとともに、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

④ 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与等」という)の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与

計画等を作成し、利用者及び家族にその内容を説明し、同意を得て交付する。

2 取扱う福祉用具の種目は以下のものとする。

1. 車いす	8. スロープ
2. 車いす付属品	9. 歩行器
3. 特殊寝台	10. 歩行補助杖
4. 特殊寝台付属品	11. 認知症老人徘徊感知機
5. 床ずれ予防用具	12. 移動用リフト
6. 体位変換器	13. 自動排泄処理装置
7. 手すり	

(利用料等)

第7条 指定福祉用具貸与等を提供した場合の利用料の額はカタログのとおりとし、当該指定福祉用具貸与等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額とする。

なお、利用料は1ヶ月単位とし、開始月と終了月の利用料は次のとおりとする。

- ① 契約の開始日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料相当額
契約の開始日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料の1/2相当額
- ② 契約の終了日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料の1/2相当額
契約の終了日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料相当額
- ③ レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

神奈川県、東京都

(衛生管理等)

第9条 事業所は衛生的に管理している福祉用具を提供するとともに、従業員の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。

2 消毒・保管等の委託先及び範囲は次のとおりとする。

No	法人名称	法人住所
	主事業所名称	事業所住所
	委託範囲	
1	小山 株式会社	奈良県奈良市大森町47番地の3
	南関東事業所	神奈川県横浜市鶴見区駒岡2丁目15番16号
	搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理	
2	パラマウントケアサービス 株式会社	東京都墨田区太平二丁目9番4号 三洋ビル
	横浜営業所	神奈川県横浜市鶴見区駒岡2-5-10
	搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理	
3	プライムケア東京 株式会社	神奈川県海老名市中央2丁目9番50号
	横浜支店	神奈川県川崎市宮前区南野川2-27-11
	搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理	
4	フランスベッド 株式会社	東京都新宿区西新宿6丁目22-1
	メディカル横浜中央営業所	神奈川県横浜市西区浅間町5-384-13
	搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理	
5	ケアレックス 株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目16番地
	神奈川支店	神奈川県横浜市緑区青砥町385-1
	搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理	
6	株式会社 柴橋商会	横浜市神奈川区鶴屋町2-11-5
	介護用品横浜磯子センター	横浜市磯子区新磯子町1-4
	搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理	
7	株式会社 ランダルコーポレーション	埼玉県朝霞市西原1丁目7番1号
	搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理	
8	株式会社 ワキタケアネット	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1
	神奈川東営業所	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南3-1-31
	搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理	
9	株式会社 ミクニライフ&オート	埼玉県加須市間口456番地1
	搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理	

No	法人名称	法人住所
	主事業所名称	事業所住所
	委託範囲	
10	株式会社 ライフステップサービス	埼玉県三郷市戸ヶ崎 2467 番地
	湘南ガレージ	神奈川県平塚市西真土 1-5-55
	搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理	
11	シンテックス 株式会社	栃木県さくら市喜連川 1114
	横浜営業所	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-3-4
	搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理	
12	モリトー	愛知県一宮市東島町 3-36
	東京営業所	東京都大田区南馬込 4-16-3
	搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理	
13	三共リース株式会社	大阪市北区梅田 1-13-1
	介護横浜	横浜市神奈川区三枚町 320-1
	搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理	
14	株式会社ウィズ	大阪府吹田市穂波町 19-25
	保管、消毒、点検、修理	
15	日本シューター株式会社	東京都千代田区神田駿河台 2-9
	神奈川営業所	神奈川県横浜市鶴見区駒岡 2-7-4
	搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理	
16	日建リース工業株式会社	東京都千代田区神田猿樂町 2 丁目 7 番 8 号 住友水道橋ビル 3 階
	横浜支店介護事業部	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-5 住友不動産新横浜ビル 6 階
	搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理	

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに管理者及び主治医に連絡する等の措置を講ずる。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては介護予防支援事業者〕等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 11 条 事業所は、事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずる。

- 2 故障・不具合、事故・苦情、その他福祉用具使用上の不明な点等の問い合わせ先を以下のとおりとする。

受付時間 09:00 ～ 18:00 (休業日を除く)
住 所 横浜市中区本牧ふ頭 1 番地 1
電 話 045-625-4031 ファックス 045-625-4026

(虐待の防止)

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 前 4 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得る。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- ② 継続研修 毎月開催

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の誓約書を、従業者から提出させる。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 北全と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

この規程は平成12年04月01日から施行する。

平成12年07月06日	変更	平成13年01月23日	変更
平成13年07月18日	変更	平成14年01月29日	変更
平成15年07月09日	変更	平成18年08月11日	変更
平成18年08月15日	変更	平成19年08月10日	変更
平成24年08月01日	変更	平成27年05月01日	変更
平成29年10月01日	変更	令和6年01年01日	変更
令和6年04年01日	変更	令和7年07年01日	変更